

岩手県告示第 563 号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条に規定する救急病院である。

平成 19 年 7 月 20 日

岩手県知事 達 増 拓 也

病院の名称	所在地	救急病院として効力を有する期限
岩手県立久慈病院	久慈市旭町第 10 地割 1 番	平成 22 年 7 月 23 日
岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越 10 番地 1 号	平成 22 年 7 月 26 日